

釧路市宿泊税 システム整備費補助金

申請の手引

※交付申請は、北海道宿泊税システム整備費補助金の交付決定後に申請してください。

交付申請
受付期間

令和7年10月1日(水)~
令和8年2月13日(金)
(当日消印有効)

※実績報告は、北海道宿泊税システム整備費補助金の補助金の額の確定後に提出してください。

実績報告
提出期限

令和8年3月19日(木)
(当日消印有効)

- ※本事業には審査があります。
- ※補助対象経費又は補助金額が減額交付されることがあります。
- ※補助金の交付は事業完了後になります。
- ※徴収開始前までに、「特別徴収義務者」の登録申請が必要です。

令和7年9月26日版

【問合せ先】 釧路市財政部市民税課税務係
TEL:0154-31-4513
Mail:shukuhakuzei@city.kushiro.lg.jp

目次

項目	ページ
■補助金の概要	1
補助対象者・補助率及び補助金額	1
補助対象経費	2
補助対象経費となる事例	2
補助対象外経費	3
消費税の取扱いについて	3
留意事項	4
■交付申請→実績報告→入金までの流れ	5
■交付申請について	6
交付申請書の受付期間・提出先	6
交付申請書類一覧	7
交付申請書類記載例	8～9
■交付申請を取り下げる場合	10
■補助事業の変更・中止する場合	11
■実績報告について	12
実績報告書の提出期限・提出先	12
実績報告書類一覧	13
実績報告書記載例	14
■補助金の請求について	15
請求書提出期限・提出先	15
■請求書記載例	16

■補助金の概要

補助対象者

- (1) 市内の宿泊施設で事業を営んでいること。
- (2) 補助金の申請書（様式第1号）提出時に、市税を滞納している者でないこと。
※誓約事項において、「市税の納税状況等を釧路市が調査すること」に同意をいただくこととしており、本市において市税の滞納の有無を確認しますので、納税証明書の添付は必要ありません。
- (3) 北海道宿泊税システム整備費補助金を受けていること。
※北海道宿泊税システム整備費補助金の交付決定を受けられない場合は、この補助金の対象となりません。必ず交付決定を受けた上で申請してください。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更正手続きを行っている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

【宿泊事業者とは】

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者。
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者。

補助率及び補助金額

補助率	1施設あたりの補助限度額
2分の1以内	50万円

※補助対象経費の2分の1と50万円のいずれか低い額が補助金額となります。

※千円未満の端数は切り捨てとなります。

※補助金を受け取ると所得税、法人税等の課税対象となります。詳細については税務署へご確認ください。

■補助金の概要

補助対象経費

※北海道宿泊税システム整備費補助金の補助対象経費となった経費を対象とします。

補助対象	市の宿泊税導入に伴って発生する関係経費
対象例	<ul style="list-style-type: none"> 既存のレジシステムの改修 新たなレジシステムの構築 ソフトウェアの購入 PC、タブレット、ディスプレイの購入 プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入 POSレジ、モバイルPOSレジの導入又は改修 <p>※宿泊税導入に係る経費に限る</p>

補助対象経費となる事例

毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追加

イメージ

令和8年4月

日	宿泊者数	うち課税対象	うち課税免除	宿泊税額
1	100人	80人	20人	16,000円
2	120人	90人	30人	18,000円
3	100人	70人	30人	14,000円

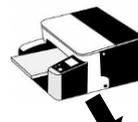
領収書に「宿泊税」と印字する機能の追加

イメージ

〇〇〇〇 様			領収書	印紙
日付	項目	金額		
4/1	宿泊料金	10,000円		
	消費税等	1,000円		
	入湯税	150円		
	宿泊税	200円		
		11,350円		
			令和7年4月10日 印	
			◇◇ホテル	

宿泊税額を管理するソフトウェアを搭載したパソコンや申告書の印刷をするためのプリンターの購入

イメージ



日	宿泊者数	うち課税対象	うち課税免除	宿泊税額
1	100人	80人	20人	16,000円
2	120人	90人	30人	18,000円
3	100人	70人	30人	14,000円

釧路市長

宿泊税納入申告書

■補助金の概要

補助対象外経費

- ・ 用途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- ・ 契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの
- ・ 支払が補助対象者以外の名義で行われるもの
- ・ リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費
- ・ クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線・プロバイダ料金等）
- ・ 消費税及び地方消費税相当分
- ・ 振込手数料
- ・ 北海道宿泊税システム整備費補助金の交付決定前に開始した事業の経費
- ・ 国、地方公共団体等が交付する他の補助金等の交付対象となった経費。
ただし、北海道宿泊税システム整備費補助金については、この限りでない
- ・ その他市長が不適当と認めるもの

消費税の取り扱いについて

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）については、補助対象外となります。補助対象経費は、消費税等抜きの数字となります。
見積書や請求書等が内税の場合は、下記の記載のように税抜価格に割り戻して計算してください。

（例：税込価格が120,000円の場合）

120,000円（税込） \div 1.1 = 109,090.9円となる場合、小数点以下は切り捨てとし、税抜き金額は109,090円となります。

理由：補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象となるため、補助対象外としております。

■留意事項

1. 北海道宿泊税システム整備費補助金の補助対象経費となった経費を対象とします。必ず道補助金の交付決定後に申請してください。補助対象経費は、道の交付決定を受けた日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に設備等の導入等及び支払いが完了しているものが対象となります。
2. 補助対象経費の支払方法は、銀行振込又はクレジットカード、現金での支払いが対象となります。
3. クレジットカードによる支払いは、申請者本人、会社名義、代表者名義での支払いに限ります。
4. クーポン、ポイント等を用いて支払いをした分については、補助対象となりません。
5. 消費税及び銀行等口座振込手数料、代引手数料等は補助対象となりません。
6. 帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間は保管し、事務局より提出等の要求があったときは閲覧できるようにしてください。
7. 事業者以外（個人）からの購入やオークションによる購入、中古品は補助対象となりません。※保証書や製造番号の確認が必要となるため。
8. 10万円以上（税抜）の備品等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数とし、その期間以前に処分しようとする場合は、「財産処分承認申請書」を提出し、承認を得てから処分してください。
9. 購入した備品をレンタル、販売（転売）することはできません。
10. 交付決定時や実績報告時に、審査により、不交付・補助対象経費又は補助金額が減額交付されることがあります。
11. 申請の内容等が変更となる場合は、必ず事前に申請のうえ承認を受けなければなりません。ただし、交付決定を受けた補助対象経費の総額の20%以内の減少の場合は、変更申請は不要です。
計画変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合は補助金交付額は増額にはなりません。補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって補助金額を算定します。
12. 不正受給が発覚した場合は、補助金の返還及び不正受給者の公表を行います。

■ 交付申請 → 実績報告 → 入金までの流れ

道への申請の流れ

道補助金

① 道への申請（郵送）

② 道補助金の交付決定
（決定通知書が郵送されます）

道補助を受け、既に事業に着手している場合や、完了している場合も申請が可能です。

③・③ 事業の着手

②の道補助金の交付決定後、補助事業を実施してください。

※市の交付決定前に事業に着手する場合は市への申請時に「事前着手届出書」を提出していただきます。（市への申請時点で事業が完了している場合も同様です。）

④・④ 変更承認申請（変更があった場合）

事業内容等に変更があった場合は、「変更承認申請書」を提出してください。

（※補助対象経費の総額の20%以内の減少の場合は不要）

※道、市それぞれに申請が必要です。 → P11参照

※④・④に該当する場合は、ご連絡をお願いします。（実績報告時に連絡なしに変更が発覚した場合は、交付決定が取消され、補助金が交付されない場合があります。）

⑤ 道への実績報告（郵送）

⑥ 現地調査

必要に応じて現地調査が実施されます

⑦ 補助金の額の確定

（「補助金の額の確定について」が郵送されます）

⑧ 道補助金の入金（完了）

市への申請の流れ

市補助金

① 釧路市への交付申請

②の道補助金の交付決定後、釧路市に交付申請をしてください。 → P 6 参照

② 市補助金の交付決定

（決定通知書を郵送します）

⑤ 市への実績報告

⑦の道の補助金の額の確定後、令和8年3月19日（金）までに実績報告に必要な書類を作成し提出してください。 → 詳細はP12以降を参照ください。

⑥ 現地調査

必要に応じて現地調査等を行います。

⑦ 交付額の確定

「交付額確定通知書」を郵送します。

⑧ 補助金の請求

交付額確定通知書受理後、請求書を提出してください。 → P15参照

⑨ 釧路市補助金の入金（完了）

市補助金については、道への手続きに加え、

①申請（P 6）

⑤実績報告（P12）

⑧補助金の請求（P15）

の3度手続きが必要となります。

■交付申請について

1 施設 1 申請となりますので、
施設毎に交付申請を行ってください。

まず北海道宿泊税システム整備費補助金に申請し、
「道補助金の交付決定」を受けてから、市への交付
申請を行ってください。

ただし、市の交付決定前に事業に着手していても
(申請時点で完了している場合を含む)、交付申請
は可能です。

既に道の補助で事業に着手・完了している場合でも
申請できます。

受付期間

2025(令和7)年10月1日(水)～

2026(令和8)年2月13日(金)

(当日消印有効)

提出先

- ・ 釧路市役所市民税課税務係（本庁舎1階①②番窓口）・阿寒町行政センター市民課・音別町行政センター市民課・阿寒湖温泉支所
- ・ 郵送での提出は下記住所へお願いします。簡易書留や一般書留、レターパックプラス（ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの）で郵送してください。料金不足のものについては、受付できません。

〒085-8505

釧路市黒金町7-5

釧路市役所市民税課税務係（宿泊税）

■ 交付申請書類一覧

申請書類
(1) 補助金交付申請書 (様式第1号)
(2) 北海道宿泊税システム整備費補助金交付決定通知書の写し
(3) 北海道宿泊税システム整備費補助金交付申請時に提出した以下の書類の写し
① 補助金交付申請書 (経済第1号様式)
② 資金収支計画書 (経済第23号様式)
③ 補助事業概要書 (別記第1号様式)
④ 費用の金額等が確認できるもの (見積書の写し、カタログ等)
⑤ 設置予定場所が確認できるもの (図面または写真)
(4) 事前着手届出書 (様式第2号) ※市の交付決定前の着手が必要な場合に提出

【市の交付決定前の着手とは？】

北海道宿泊税システム整備費補助金の交付決定後、釧路市宿泊税システム整備費補助金の交付決定前に事業に着手した (する) 場合をいいます。

※見積書については、見積先会社等の押印が必要です。

※見積書等に記載されている改修費等の内容が「一式」で表記されていて内容や金額の判別ができない場合は、別途仕様書等の資料を求める場合があります。

※その他必要に応じ書類を求める場合があります。

■ 交付申請書類記載例

補助金交付申請書（様式第1号）

様式第1号

補助金の申請のため、個人は経営者、法人は代表取締役の印を押してください。修正事項があった場合は、ここに押した印と同じ印を使用して修正してください。

令和〇年〇月〇日

釧路市長 あて



捺印

申請者 住所 釧路市〇〇△丁目〇番〇号
商号又は名称 釧路ホテル株式会社
代表者の氏名 代表取締役 釧路 太郎

印

釧路市宿泊税システム整備費補助金 交付申請書

釧路市宿泊税システム整備費補助金について、補助金の交付を受けたいので、釧路市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象施設等

補助対象施設	〒 (085-0000)
	住所：釧路市〇〇△丁目〇番〇号
	施設名称：釧路ホテル
	代表者役職：代表取締役
担当者	代表者氏名：釧路 太郎
	担当者名：釧路 次郎
	電話番号：0154-00-0000
通知書送付先	メールアドレス：kushiro@ksr.ne.jp
	釧路市△△町〇丁目〇番〇号 ※施設住所と別住所に送付を希望する場合に記入

2 補助金交付申請額

金 450,000 円

3 添付書類

	書類	チェック欄
(1)	北海道宿泊税システム整備費補助金交付決定書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)	北海道宿泊税システム整備費補助金交付申請時に提出した書類の写し	
①	補助金交付申請書（経済第1号様式）	<input checked="" type="checkbox"/>
②	資金収支計画書（経済第23号様式）	<input checked="" type="checkbox"/>
③	補助事業概要書（別記第1号様式）	<input checked="" type="checkbox"/>
④	費用の金額等が確認できるもの（見積書の写し、カタログ等）	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤	設置予定場所が確認できるもの（図面または写真）	<input checked="" type="checkbox"/>

（以下「補助金」という。）の交付申請を行う
誓を行った場合または釧路市宿泊税システム
）に定める事項に違反した場合は、速やかに

実と相違はありません。←

←

調査することに同意します。←

旅館・ホテル又は簡易宿所）の許可を受け
おり、引き続き釧路市内で事業を継続する←

泊税条例に規定する特別徴収義務者として←

）←

関係部局内において共有することに同意←

ことに同意します。←

額した場合、交付決定額が増額されないこと←

した場合は、釧路市を通じ補助金の交付を←

表されることに同意します。←

があった場合は、速やかにこれに応じます。←

機関（税務当局、警察、市町村等）の求めに←
します。←

者が関与する事業者への発注および契約を←

申請者 住所 釧路市〇〇△丁目〇番〇号
商号又は名称 釧路ホテル株式会社
代表者の氏名 代表取締役 釧路 太郎

印

※2ページ目の誓約事項に誓約できる場合は、記名と押印をお願いいたします。

■ 交付申請書類記載例

事前着手届出書（様式第2号）

様式第2号

申請書と同じ日付にしてください。

補助金の申請のため、個人は経営者、法人は代表取締役の印を押してください。修正事項があった場合は、ここに押した印と同じ印を使用して修正してください。

令和〇年〇月〇日

釧路市長 あて



捺印

申請者 住所 釧路市〇〇△丁目〇番〇号
商号又は名称 釧路ホテル株式会社
代表者の氏名 代表取締役 釧路 太郎

印

釧路市宿泊税システム整備費補助金 事前着手届出書

釧路市宿泊税システム整備費補助金の交付申請に当たり、次により補助金交付決定前に着手したいので、釧路市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関して、補助金が交付されないこととなっても異議はありません。

記

- 1 補助金交付申請額 金 450,000 円
- 2 着手年月日 令和〇年〇月〇日

事業に着手する予定（着手した）日を記載してください。道の交付決定日以降の日としてください。

3 交付決定前に着手を必要とする理由

本事業については、北海道宿泊税システム整備費補助金の交付決定を受け、令和8年4月の北海道及び釧路市の宿泊税導入に向けて、準備を万全なものとするものであり、市の交付決定前から実施する必要があるため。

※市の交付決定前に事業に着手が必要な場合（申請時点で完了しているものを含む）は、事前着手届出書（様式第2号）を申請時に提出してください。

■ 交付申請を取り下げる場合

補助金交付申請取下書（様式第3号）

様式第3号

令和〇年〇月〇日

補助金の申請のため、個人は経営者、法人は代表取締役の印を押してください。修正事項があった場合は、ここに押した印と同じ印を使用して修正してください。

釧路市長 あて

申請者 住所 釧路市〇〇△丁目〇番〇号
商号又は名称 釧路ホテル株式会社
代表者の氏名 代表取締役 釧路 太郎

捨印

印

釧路市宿泊税システム整備費補助金交付申請取下書

交付決定通知書に記載の指令番号を記載してください。

令和〇年〇月〇日付釧路市税指令第〇号により交付決定のあった事業について、次のとおり、釧路市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第11条の規定により、申請を取り下げます。

1 補助対象施設名 釧路ホテル

2 補助決定額 金 450,000 円

3 取下げの理由

- ・システム改修が不要となったため。
- ・事業を廃止することとなったため。

理由の例

※市の交付決定前の内容や条件に不服がある場合や、事業の廃止などの場合には、様式第3号を提出し、補助申請を取り下げることができます。

■補助事業の変更・中止する場合

補助金交付決定変更等申請書（様式第4号）

様式第4号

補助金の申請のため、個人は経営者、法人は代表取締役の印を押してください。修正事項があった場合は、ここに押した印と同じ印を使用して修正してください。

令和〇年〇月〇日

釧路市長 あて

申請者 住所 釧路市〇〇町△丁目〇番×号
商号又は名称 釧路旅館株式会社
代表者の氏名 代表取締役 釧路 花子

印

捨印

釧路市宿泊税システム整備費補助金交付決定変更等申請書

交付決定通知書に記載の指令番号を記載してください。

令和〇年〇月〇日付釧路市税指令第〇号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり（変更→中止）したいので、釧路市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

- 1 補助対象施設名 釧路旅館
- 2 （変更→中止）の理由
購入予定であったパソコンが廃番となったため。
- 3 （変更→中止）の内容
購入するパソコンの機種の変更
- 4 変更後の交付申請額 ※変更の場合
金 300,000 円
- 5 添付書類

チェック欄

交付申請書（様式第1号）の添付書類のうち変更に係る資料

変更後の補助対象事業に係る見積書等

その他参考となる書類

- ・申請の内容が変更となる場合は必ず事前に申請の上、承認を得る必要があります。ただし、交付決定を受けた補助対象経費の総額の20%以内の減少の場合は変更申請は不要です。
- ・計画変更に伴い、補助対象経費が増額になった場合は、補助金交付額は増額となりません。※補助金額は増額できませんが、変更の手続きは必要です。
- ・補助対象経費が減額となった場合には減額後の補助対象経費から補助交付金額を決定します。（20%を超える減額の場合は申請が必要です。）

■実績報告について

報告書提出期限

令和8年3月19日（木）

（当日消印有効）

※市への申請時点で事業が完了している場合は、市の交付決定通知書の受理後、速やかに実績報告をお願いいたします。

提出先

- ・ 釧路市役所市民税課税務係（本庁舎1階①②番窓口）・阿寒町行政センター市民課・音別町行政センター市民課・阿寒湖温泉支所
- ・ 郵送での提出は下記住所へお願いします。簡易書留や一般書留、レターパックプラス（ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの）で郵送してください。料金不足のものについては、受付できません。

〒085-8505

釧路市黒金町7-5

釧路市役所市民税課税務係（宿泊税）

■実績報告書類一覧

申請書類

(1) 補助事業実績報告書（様式第5号）

(2) 北海道宿泊税システム整備費補助金の額の確定について（通知）
※北海道宿泊税システム整備費補助金交付要綱における、
第15号様式（要綱第17条関係）の写し

(3) 領収書または支出した経費の事実を証明する書類の写し

① 支払いがわかるもの

- ・現金の場合は、領収書の写し（※5万円以上は収入印紙等必須）
- ・振り込みの場合は振込明細がわかるもの
- ・クレジットカードの場合は、領収書の写しとクレジットカードご利用明細書の写し

② 設置後の設置場所がわかる図面、写真（物品購入の場合）

③ 設置したものの形式又は製造番号がわかる写真（物品購入の場合）

④ 保証書等の写し（物品購入の場合）
※販売店名が記載、形式、製造番号等が記載されていること

⑤ システムから出力された宿泊税の表記がある領収書または申告書、集計表等（システム改修、導入の場合）

※(3)領収書または支出した経費の事実を証明する書類の写しについては、道の実績報告時に提出した書類の写しを添付してください。

※市への申請時点で事業が完了している場合は、市の交付決定通知書の受理後、速やかに実績報告をお願いいたします。

実績報告書記載例

補助事業実績報告書（様式第5号）

様式第5号

補助金の申請のため、個人は経営者、法人は代表取締役の印を押してください。修正事項があった場合は、ここに押した印と同じ印を使用して修正してください。 令和〇年〇月〇日

釧路市長 あて

申請者 住所 釧路市〇〇△丁目〇番〇号
商号又は名称 釧路ホテル株式会社
代表者の氏名 代表取締役 釧路 太郎

印

釧路市宿泊税システム整備費補助金 事業実績報告書

交付決定通知書に記載の指令番号を記載してください。

令和〇年〇月〇日付釧路市税指令第〇号により交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、釧路市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助対象施設名 釧路ホテル

2 補助対象事業の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	450,000	円	※1
精算額	金	440,000	円	※2

補助対象経費の20%以内の減額の場合は変更手続きが不要です。

※1 交付決定通知書（計画変更等があった場合は計画変更等承認通知書）の金額を記載

※2 補助対象経費実額の1/2（千円未満切捨て）、50万円のどちらか少ない金額を記載

3 補助対象事業の実施期間

事業着手日 令和〇年〇月〇日 ※3

事業完了日 令和〇年〇月〇日 ※4

※3 事業に着手した日（機器購入を申し込んだ日、工事発注日など）を指す。

※4 機器購入、設置、施工、支払い等が全て完了した日を指す。

着手日は市の交付決定より後になります。（事前着手届出書提出時を除く）

4 添付書類

チェック欄

- 北海道宿泊税システム整備費補助金
補助金の額の確定について（通知）第15号様式（要綱第17条関係）の写し
- 領収書または支出した経費の事実を証明する書類の写し
- その他参考となる書類

※領収書または支出した経費の事実を証明する書類の写しについては、道の実績報告時に提出した書類の写しを添付してください。

※市への申請時点で事業が完了している場合は、市の交付決定通知書の受理後、速やかに実績報告をお願いいたします。

■補助金の請求について

請求書提出期限

実績報告書の提出後、審査を行い、補助金交付額を決定し、交付額確定通知書を郵送します。

交付額確定通知書の受理後、速やかに請求書（様式第6号）の提出をお願いいたします。請求書がないと入金できません。

※請求書の提出後、指定の口座に振込いたします。

提出先

- ・ 釧路市役所市民税課税務係（本庁舎1階①②番窓口）・阿寒町行政センター市民課・音別町行政センター市民課・阿寒湖温泉支所
- ・ 郵送での提出は下記住所へお願いします。簡易書留や一般書留、レターパックプラス（ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの）で郵送してください。料金不足のものについては、受付できません。

〒085-8505

釧路市黒金町7-5

釧路市役所市民税課税務係（宿泊税）

請求書記載例

請求書（様式第6号）

様式第6号

補助金の申請のため、個人は経営者、法人は代表取締役の印を押してください。修正事項があった場合は、ここに押した印と同じ印を使用して修正してください。

令和〇年〇月〇日

釧路市長 あて

申請者 住所 釧路市〇〇△丁目〇番〇号
商号又は名称 釧路ホテル株式会社
代表者の氏名 代表取締役 釧路 太郎

印

釧路市宿泊税システム整備費補助金 請求書

交付額確定通知書に記載の番号を記載してください。

令和〇年〇月〇日付釧路市税第〇号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

1 補助金額 金 440,000 円 記 交付額確定通知書で通知のあった補助金額を記載してください。

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行 以外)	金融機関名	〇〇銀行		
	支店名	〇〇支店		
	種別	普通・当座	口座番号 (7桁)	1234567
ゆうちょ銀行	記号 (5桁)		番号 (8桁)	
口座名義 (カタカナ)	釧路ホテル株式会社 代表取締役 釧路 太郎 (クシロホテルカブシキガイシャダイヒョウトリシマリヤ ククシロタロウ)			

※上記振込口座の通帳の写しを添付してください。

3 連絡先

	氏名	電話番号
本件責任者		
担当者		

※口座情報の確認のため、通帳の口座番号が確認できるページの写しを添付してください。